

# 平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成28年6月21日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙美郷クリーンセンター第1会議室に招集した。

1. 平成28年6月21日(火)午前9時29分 開会

1. 平成28年6月21日(火)午前10時15分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 高橋敏英	3番 青柳宗五郎	4番 高橋 猛
5番 小松栄治	6番 橋本五郎	7番 阿部則比古	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 鎌田 正	11番 安藤 武	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 千葉 健	15番 八柳良太郎	16番 熊谷隆一

計 16名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己 監査委員 坂本昇一  
消防長 森川正明 事務局長 堂本義則 消防次長 辻邦明 大曲消防署長 齊藤聡  
角館消防署長 高橋宏和 消防本部総務課長 鈴木良則 介護保険事務所長 藤井直樹  
管理課長 伊藤忠彦 介護保険事務所参事 久米正 管理課主席主査 藤田貴  
管理課主席主査 奈良ルミ子 管理課主査 高橋拓樹

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 高橋拓樹

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第16号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第17号 財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車)

(4) 議案第18号 財産の取得について(高規格救急自動車)

(5) 議案第19号 平成28年度大曲仙北広域市町村圏組一般会計補正予算(第1号)

(6) 議案第20号 平成28年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)

議 長 (千葉健君)

これより平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者 (栗林次美君)

本日、平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例案2件、単行案2件及び補正予算案2件の合計6件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私からはこの場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

はじめに、消防関係について申し上げます。

消防本部・大曲消防署新庁舎建設につきましては、現在基本設計を作成中であり、6月30日までに完成を予定しております。

詳しい内容につきましては、基本設計完成後に議員全員協議会を開催し、ご説明いたしたいと考えております。

なお、高機能消防指令センターにつきましても、現在実施設計を作成中であり、12月16日までに完成の予定であります。

次に、消防職員意見発表会についてであります。

去る4月22日に宮城県仙台市で開催された「第39回全国消防長会東北支部消防職員意見発表会」に当組合角館消防署の石郷岡美幸消防士が秋田県代表として出場し、『未来を拓く「わが家の防災マップ」』のテーマで発表いたしました。東北6県と新潟県を合わせた7県の代表者の中で、優秀賞を受賞しております。

次に、車両更新計画に基づく車両の購入についてであります。

今年度は、角館消防署へ「水槽付消防ポンプ自動車水-Ⅱ型」を更新配備し、また、東分署には、現在配備されている「2B型救急自動車」に替えて「高規格救急自動車」を配備することとしております。

これらの車両購入に係る予定価格が、議会の議決が必要な額を超えているため、本日の臨時会に財産の取得に係る単行案として上程しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害対策用無人航空機の導入についてであります。

当消防本部では、災害発生時に迅速・的確な状況把握や情報収集を行うために、秋田県内の消防本部では初めてとなる災害対策用無人航空機、通称「ドローン」を配備し、現在、年内運用を目指して運用規程に基づき訓練を重ねております。

次に、消防職員採用試験についてであります。

本年度は、上級職、初級職、初級救命を合わせ、11名程度を採用する予定であり、いずれも構成市町の広報や、広域ホームページでお知らせしてまいります。

上級職の1次試験につきましては、7月24日に大仙市神岡農村環境改善センターを会場に実施いたします。初級職と初級救命につきましても、8月1日号の広報及び広域ホームページでお知らせする予定であります。

また、消防職員を除く管理者部局における職員採用試験につきましては、7月1日号の広報及び広域ホームページでお知らせすることとしております。募集期間は7月4日から8月5日までとし、1次試験を8月28日に大曲交流センターで実施いたします。

次に、山菜取りによる行方不明者の搜索活動についてであります。

本年はこれまで、大仙市協和で1件、仙北市田沢湖で6件の搜索活動事案が発生しており、市職員や消防職員などの関係者が合同で搜索活動を行い無事保護いたしております。

次に、斎場関係について申し上げます。

中央斎場は、6月1日で供用開始1年となり、この1年間で1,041件の火葬をおこなっておりますが、順調に稼働しております。

なお、中央斎場までの道順が分かりにくいとのご意見があったことから、周辺の県道3箇所と市道1箇所に案内看板を設置しております。また、今年度中にもう1箇所設置する予定で、来場される皆様が利用しやすい施設となるよう、さらに改善に努めてまいります。

斎場の利用件数につきましては、平成27年度の3斎場の利用件数は2,031件で、昨年度と比較して143件、7.6%の増となっております。大仙市営西仙北火葬場が閉鎖された影響もあり、中央斎場の利用件数が前年度比22%の増となっております。

また、年次計画で行っている火葬炉設備の補修工事につきましては、今年度は南部斎場と北部斎場の炉内耐火物の補修に加え、劣化した排気筒を1基ずつ交換することと、地下燃料タンクから燃料を供給するポンプの交換を予定しております。工事期間中、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いを申し上げます。

次に、介護保険関係について申し上げます。

平成27年度の介護給付費が確定し、前年度比較で率にして0.7%、金額にして約1億1千258万円増の約159億5千441万円となりました。これは昨年度の報酬改定マイナス2.27%の影響を受けたもので、介護保険事業開始以来、最も低い伸び率となっております。

また、地域支援事業費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金への返還金として、今次定例会において予算の補正をお願いしております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。

構成市町の4月号の広報で、平成28年度と29年度に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」、仙北市はこれに加えて、「小規模多機能型居宅介護」を開設する事業者の公募を行いました。応募された事業者はありませんでした。再公募につきましては、12月を目処に行う予定であります。

次に、平成26年4月4日付けで、事業者指定の取消処分を受けた訪問介護事業所

「さんぽみちサービス中仙」の返還請求が終了しましたので報告いたします。

請求期間は、時効の関係から、平成24年1月から平成26年4月までの28カ月であります。

利用者41人に対する、不正件数は710件、215万5,680円のうち保険者への返還金が194万112円と、これに係る加算金40%、77万6,033円の合計271万6,145円を受領しております。

このほか利用者への返還金21万5,568円については、介護保険事務所の指導のもと、この後、さんぽみちサービス中仙から利用者に返還が行われます。

次に、平成28年度の介護保険料についてであります。

介護保険料は、毎年6月に決定する前年の住民税の課税状況等に基づき、7月に確定になります。

本年度は、7月11日を目処に、管内の65歳以上の第1号被保険者約4万8千人の方々に納入通知書を発送する予定であり、現在、準備を進めております。住民の方々からの保険料に関する問い合わせにつきましては、懇切丁寧な対応に心掛け、納付へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

最後に社会福祉法人水交会関係について申し上げます。

かわ舟の里角間川の改築につきましては、建設用地として新たに取得する田の農地転用申請を1月20日に行い、3月16日付けで転用が許可され、3月22日付けで2人の地権者と土地の売買契約を締結しております。

また、大仙市に提出しておりました都市計画法に係る開発行為申請につきましても、3月16日付けで許可されております。

新しい施設の建築計画、電気・機械設備計画、概算工事費について、設計業者と水交会、広域も交えて協議を進めてまいりました基本設計が3月31日に完成いたしましたので、本日の臨時議会終了後、全員協議会を開催して頂き、議員の皆様にご説明したいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は全員協議会終了後に「廃棄物処理の広域化に係る基本合意書締結式」を予定しておりますので、議員の皆様からの立会いをお願い申し上げます。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

訂正をお願いいたします。介護保険の関係のところではありますが。「今次臨時会において予算の補正をお願いいたします。」と言うところを、「今次定例会」と申し上げましたので「臨時会」に訂正をお願いいたします。

議長 (千葉健君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、2番、

高橋敏英君、3番、青柳宗五郎君、4番、高橋猛君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「平成27年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「議案第15号」、日程第5「議案第16号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議案第15号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第16号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を一括してご説明申し上げます。

この2つの条例改正案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

地方公務員法第24条第6項に、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める」と規定しておりましたが、法が一部改正され第5項に変更になっております。この条項を引用している当組合条例において条項ずれが生じたことから、第6項を第5項とする改正を行うものであります。

以上、議案第15号と第16号を一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (千葉健君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第17号」、日程第7「議案第18号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議案第17号と第18号の「財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。

この2件の「財産の取得について」は、消防車両整備計画及び救急業務高度化推進計画に基づく消防車両の購入であります。いずれも予定価格が2千万円を超えるため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

始めに、議案第17号「財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、角館消防署に配備する「水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型)」1台であります。今般、更新を予定している角館消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車は購入後16年が経過しており、老朽化が著しいうえ、車両部品の調達も難しくなっていることから、更新するものであります。

角館消防署の水槽付消防ポンプ自動車は、角館消防署管内の建物火災・林野火災・その他の災害に対処できるよう各種資機材を搭載し、迅速適切に災害に対処するものであります。

この車両は火災現場直近に配置し、他の消防車両の補給体制が整うまでの初期消火に必要な3,000リットルの水槽を搭載した「水Ⅱ型消防ポンプ自動車」であり、夜間においても安全な火災防御活動が行えるよう屋上伸縮照明装置を装備するものであります。

議案説明資料3ページの入札指名業者一覧をご覧ください。

このような特殊消防車両の製造主要メーカーは、日本ドライケミカル・モリタ・長野ポンプ株式会社・日本機械工業・ジーエムいちはら工業の5社であり、いずれもシャシ・ぎ装・無線装置・各資機材等の一括発注が可能であり、耐久性・信頼性・操作の利便性に大差はございません。

この5つのメーカーの販売代理店の中から、故障時にも迅速な対応が可能な秋田市以南の6社を選定し、5月26日に指名競争入札を行った結果、秋田市の株式会社相場商店と、金額6千242万4千円で購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第18号「財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、「高規格救急自動車」1台であります。

現在、当組合では、「救急業務高度化推進計画」に基づき、全所属に高規格救急自動車を配備するとともに、救急救命士の養成も年次計画で進めておりますが、東分署に配備されている2B型救急自動車を、計画に沿って高規格救急車に更新しようとするものであります。

国内で高規格救急自動車の主要販売メーカーは、トヨタ自動車と日産自動車の2社

であります。当組合が所有している救急車のうち1台は神奈川県座間市から寄贈された日産社製であります。その他11台は全てトヨタ社製であります。燃料消費量を比較しても、トヨタ車の方が燃費が良く、東日本大震災の際の燃料確保が極めて困難な状況を鑑みると、長時間活動が可能な車両を選定することが重要であります。

また、走行時の安全性を比較すると、日産車は、左右の車輪の幅が前輪と後輪とで、約12センチも違うことから、積雪量の多い当広域管内においては、わだち走行時にハンドルをとられる可能性があります。また、ホイールベースもトヨタ車のほうが短いことから、小回りがきき、狭い道路にも強いことで、職員からも定評があるところであります。

以上のことから、車種をトヨタ社と選定し、県内においてトヨタ社製救急自動車を販売している唯一の代理店である「秋田トヨタ自動車」と、3千291万8千4百円で随意契約をしようとするものであります。

以上、議案第17号及び第18号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です

議 長 (千葉健君)

はい、提案理由説明が終わりました。これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

議 員 (小松栄治君)

はい。千葉議長。

議 長 (千葉健君)

はい。小松議員、5番。

議 員 (小松栄治君)

今の財産の取得、17号については、異論ないんですけれども、4百50万程違ったということですが、約15%ですけれども、その理由と、それから日産の方の自動車は、もう1台こういうのがあるという説明をされておりましたけれども、いずれにいたしましても、トヨタの自動車の方の営業マンでもいいですし、そういう詳しい方から聴き取り調査を両方からしたものなのか、そこの辺りを詳しくお示ししていただければなあと思います。なお、指名委員会で色々決められたものかと思いますが、職員たちにも、大変トヨタの方がいいということでしたけれども、日産の方は職員の方々には、なぜあまり良くないのか、こういうものもお聞かせいただければと思います。以上です。

議 長 (千葉健君)

はい、説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

小松議員の1点目のご質問にお答え申し上げます。

「多額の金額の差が出てしまった資料を提出してしまったことにつきまして」でございますけれども、昨年度購入いたしましたポンプ自動車の金額と誤って記載してしまつたものでございますので、何卒、ご了承願いたいと思います。完全に私、事務局

のミスでございます。申し訳ございませんでした。

それから、トヨタ車と日産車と比べまして、トヨタ車がいいという点につきまして、消防長の方からご説明を申し上げます。

議 長 (千葉健君)

はい、消防長。

消防長 (森川正明君)

はい、議長。

消防本部の森川でございます。よろしく申し上げます。ただ今の小松議員の質問に対して、ご説明いたします。

まず、高規格救急自動車に関しましては、今、局長がご説明いたしましたとおり、トヨタ車、日産車、作成しているのはこの2社でございます。

トヨタ車に関しましては、先ほども申しましたように、まず小回りがきくという点で日産車より優れております。さらに、燃費の関係でございますけれども、燃費の関係でいきますと、やはりこれも日産車ですとリッター約3キロ、トヨタ車でいきますと約5キロというふうな感じになっております。さらに日産車で一番職員が困るといふか、不具合が生じる点につきましては、前輪と後輪の車両のトレッドが、約12ミリ違います。ということは、冬期間にわだち走行するする場合に関しましては、危険な状態に陥る場合がある、そういうふうな事で車種選定協議会に行きまして、そういうふうなご説明をいたしまして、そういうふうなことでご理解をいただきまして、トヨタ車ということでお許しをもらっているということでもあります。よろしくご了承お願い申し上げます。

議 長 (千葉健君)

はい、5番さん。

議 員 (小松栄治君)

消防長、今の答弁では不十分ですね。と申しますのは、同じ事を言っているようなんですよ。特に、いわゆるトヨタの方の人から、あるいは日産の方から、随意契約でもよろしいですけれども、説明を正しく聞いたうえで判断したものなのか。特に日産の方もトヨタの方も安全には十分、細かくチェックして、どちらも車両を出したと思うんですよ。その12ミリの違いで危険だと判断したのは、どこからだったもんだか。その辺りを我々については、そうだとすれば日産の方は絶対ダメでしょ、そうすれば。全国どこに行っても。そういう判断をしたのは誰なのか、何故なのか。そこら辺をお聞きしたいですけれども。

消防長 (森川正明君)

はい、議長。

議 長 (千葉健君)

はい、消防長。

消防長 (森川正明君)

はい。それでは再度、小松議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、トヨタ車と日産車につきましても、各営業マンからは話を聞いています。

昨今、日産車がなかなか各消防本部に受け入れてもらえないというか、売れ行きがあまりよくないということで、日産車が現在のボディーからさらに進化させて、あまりトレッドの差がないような、そういうふうな車両を売り出したいという情報は来ておりましたけれども、なかなかそこまで日産の方で進んでおらないというのが現状でございます。

尚且つ、県内の各消防本部の中で、日産車を使っている本部がいくつかあります。そのこの本部のところの実状をうちのほうで車両購入にあたりまして、いつも聴き取りをお願いしまして、色々な情報を入手しておりますところ、やはり冬期間において、わだち走行に関しましては、やはり職員から危ないというふうな話が出ますというふうな聴き取り。ですから、各社からの聴き取り、あるいは各消防本部からの情報提供を頂きまして、そういうところで資料を作成しまして、ご理解を頂いているところでございます。よろしくお願いをします。

議 員 (小松栄治君)

3回目ですので、最後にします。

何かあの、今お聞きしたところ疑問がいっぱい膨らんだような気がします。

特にあの、県内の方でも日産車が利用されていると。座間市でもやはりここに車両を寄贈していただいて、それも十分安全なうえで使っていると思うんですよね。

それから、安全面で危険だからというのは使われないんじゃないかなということ消防長、我々は感じたんですけれども。そうですよね。その判断。

安全という意味では、どっちでもいいと思うんですけども。こういう方法でトヨタの自動車の方がいいということであればいいんですけども。

安全面だというと、我々、使っている県内の日産自動車はあまりうまくないんじゃないかな。メーカーに言ってやらないといけないんじゃないかなと、こう思うんですけれども。

それから合わせて、事務長さん、何か自分のミスで、お金の方を3千7百万にしたということも、大変ミスどころではないですよね。予算が兼合うものだから。

逆に何故調べてなかったのか。多分1社だけから見積もりを取ったのではないかと。予算もあるものだから。なぜ、そんなところを3千7百万というものを単純に上げたものなのか、これも疑問が生じます。

その2つの点について、消防長と事務長からお願いします。

議 長 (千葉健君)

はい、消防長。

消防長 (森川正明君)

はい、ただ今の小松議員の質問ですけれども、日産車に関しましては、各消防本部で入っているところもございますけれども、危険という言葉自体が適正でなかったかもしれないかもしれません。機関員が操作する上で、やはり時と場合によっては、不具合が生じるというふうにご理解を頂きたいと思います。

各消防本部で車両、救急車入ってますけれども、トヨタ車と日産車の比較をしますと、やはりトヨタ車が多く入っているということでございます。

今、小松議員から不具合というのも違うのではないかというのがありましたけれども、やはり車両を見ますと、安全面的に車幅が違いますので、やはりそこは、わだち走行の場合につきましては、トヨタ車の場合は5ミリ、日産車の場合は12ミリと差が生じていますので、そのこのところを加味いたしまして、車種選定をして頂いているところでございます。よろしくご了承お願いしたいと思います。

事務局長 (堂本義則君)

資料の間違いの点でございますけれども、入札であれば資料が事務局の方に残っておりまして、今回の場合は随意契約でございますので、消防の方で事務処理を行ってございました。電話で金額の確認を行ってしまい、資料の方で確認をしなかったことで、金額の間違いが生じてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

議員 (小松栄治君)

最後に、最後の最後ですけれども、消防長さん、誰もが、これトヨタの方がいいと、こういうものを我々に示していただければなど。違いますか。その中でいくつかあったようすけれども、車幅の幅の長さ違うとか。

というのは、色々な条件でその車種が作られているわけです。やはり細かく出ているところもあるんですけれども、まず、それはそれでいいんですけれども。やはりそのためには車体の幅とか、そういう面で車回りが違ってくると思いますけれども。

いずれにいたしましてもトヨタの方が色々な面で良かったということですね。そのいい点をもう一度我々にお示ししてください。

議長 (千葉健君)

はい。消防長。

消防長 (森川正明君)

はい。言葉足らずで申し訳ありません。当地域、県南地方、雪が多い地域ですので、秋田市あるいは男鹿、そちらの方とはちょっと事情が違いまして、由利本荘さんともちょっと事情が違います。そのために、やはり大きなところでトレッドの差というところを我々としては重要とさせて頂いたところがございます。よろしくお願ひします。

議長 (千葉健君)

5番さん、これで答弁を良とさせて頂けますか。

議員 (小松栄治君)

はい。

議長 (千葉健君)

他に質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第19号」、日程第9「議案第20号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

始めに、議案第19号「平成28年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページから、議案説明資料は6ページとなります。

今回の補正は、総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万4千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ29億3,513万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページとなります。

7款繰越金は110万4千円の増額であり、総務費に計上した委託料と備品購入費の財源として前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページです。

2款総務費1項1目一般管理費の委託料は、平成28年度決算から整備が求められている地方公会計へ対応するため、整備済み固定資産台帳の検証と財務書類の作成支援、ソフトウェアの保守業務を委託するため、合わせて95万6千円を増額するものであります。

また、備品購入費は当該業務のためのデスクトップパソコンの購入経費として14万8千円を計上するものであります。

次に議案第20号「平成28年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は8ページから、議案説明資料は7ページとなります。

今回の補正は諸支出金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ186万4千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ174億7,259万8千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は13ページとなります。

9款繰越金は186万4千円の増額であり、支払基金への返還金の財源として前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は15ページです。

7款諸支出金1項2目償還金は186万4千円の増額であり、平成27年度地域支援事業費の確定に伴い、支払基金への返還金が生じたので予算措置をするもの

であります。

以上、議案第19号と第20号の平成28年度6月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長

(千葉健君)

はい、説明が終わりました。次に質疑に入ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。